

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年6月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500138号  
厚生局事案番号 : 四国(国)第1600002号

## 第1 結論

昭和40年4月から昭和42年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年4月から昭和42年3月まで

A市B町に住んでいた昭和42年頃、野菜の行商をしていた近所の集金人に勧められ、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、私が、夫婦二人分の保険料を毎月1か月分ずつ、自宅で集金人に納付していたにもかかわらず、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の所持する訂正請求記録の対象者の国民年金手帳の発行日が、昭和43年4月9日と記載されていること、及び国民年金手帳記号番号払出簿における訂正請求記録の対象者の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認できるところ、当該払出時点において、請求期間のうち昭和40年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該払出時点において、請求期間のうち昭和41年1月から昭和42年3月までの期間については、過年度保険料として納付が可能な期間であるが、A市は、「請求期間当時、当市では、A市C会が国民年金加入者の自宅を訪問して保険料を集金していたが、過年度保険料の集金はしていなかった。」旨陳述している。

さらに、A市及びA市C会は、「訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民

年金保険料の収納状況を確認できる資料は無い。」旨回答している。

加えて、請求期間当時からA市B町に居住しており、請求期間に国民年金保険料の納付が確認できる者は、「請求期間に私の自宅に国民年金保険料の集金に来ていたのは、小学校の用務員をしていた人で、野菜の行商をしていた人は、集金を行っていなかった。」旨陳述しており、請求者の「請求期間当時、私が、野菜の行商をしていた近所の集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。」とする陳述内容と相違する。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。